

「大綱」の策定について

1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(大綱の策定)

- 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。(第一条の三第一項)
- 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。(第一条の三第二項)

2 大綱の内容

- 教育に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である。
- 教育をめぐる社会状況の変化等を踏まえて、第6次廿日市市総合計画及び次期廿日市市教育振興計画との整合性を図り大綱を策定する。
- 第6次廿日市市総合計画前期計画及び次期廿日市市教育振興計画の策定期間が5年であることに鑑み、「大綱」の計画策定期間を5年とする。

3 大綱の策定期期

今年度の末までに策定する予定。